



人事・労務に役立つ NEWS

事務所通信

発行: 社会保険労務士法人イーグス

〒745-0073 周南市代々木通り2-12第2代々木公園前ビル4F

TEL 0834-34-3003 FAX 0834-34-3004

トピックス 平成29年度の地域別最低賃金額改定の目安を公表

今年7月末に開催された第49回中央最低賃金審議会において、平成29年度の地域別最低賃金額改定の目安についての答申が取りまとめられ、公表されました。

【参考】地域別最低賃金額改定に係る目安制度の概要

中央最低賃金審議会は、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会に提示しています。この目安は、地方最低賃金審議会の審議の参考として示すもので、これを拘束するものではありません。

なお、地域別最低賃金額は、平成14年度以降、時間額のみで示されることになっています。



平成29年度の地域別最低賃金額改定の目安

都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をA～Dの4ランクに分けて、引上げ額の目安が提示されました。

ランクごとの引上げ額は、Aランク26円、Bランク25円、Cランク24円、Dランク22円(昨年度はAランク25円、Bランク24円、Cランク22円、Dランク21円)。

ランク	都道府県	引上げ額の目安
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	26円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	25円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	24円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	22円



今年度の目安が示した引上げ額の全国加重平均は25円(昨年度は24円)であり、目安どおりに最低賃金が決定されれば、最低賃金が時給で決まるようになった平成14年度以降で最高額となる引上げになります。

また、全都道府県で20円を超える目安額となっており、引上げ率に換算すると3.0%(昨年度と同率)となっています。

今後は、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上答申を行い、各都道府県労働局長によって地域別最低賃金額が決定されることとなります。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017(いわゆる骨太方針2017)」などでも、最低賃金について、「年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円になることを目指す」としています。

トビックス 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し②

今回は、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額がどのように決まることになるのかを紹介します。

配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正（平成30年から適用）

- ① 配偶者控除の控除額が改正されたほか、**居住者（給与所得者）の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました**（改正前：居住者（給与所得者）の合計所得金額の制限無）。
- ② 配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、**対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました**（改正前：38万円超76万円未満）。

◆ 改正後の配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額〔国税庁資料〕 ◆

		居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

(注) 合計所得金額が1,000万円を超える居住者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。



番外 厚生年金保険料が9月分(10月納付分)から引き上がります

厚生年金保険の保険料率が、今までの18.182%から0.118%引き上げられ、「**18.3%**」となります。

この保険料率は「**平成29年9月分(10月納付分)から**」の保険料を計算する際の基礎となります(健康保険の保険料率については、同月からの改定はありません)。

お仕事
カレンダー
9月

9/10	<ul style="list-style-type: none"> ●一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業:概算保険料160万円未満かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事 ●8月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
9/30	<ul style="list-style-type: none"> ●8月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ●7月決算法人の確定申告・翌年1月決算法人の中間申告 ●10月・翌年1月・4月決算法人の消費税の中間申告

トピックス① 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果を公表

厚生労働省は、今年7月末頃、平成 28 年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して実施した労働基準監督署による監督指導の実施結果を取りまとめ、公表しました。

前回の平成 27 年度の監督指導は、月 100 時間を超える時間外・休日労働が疑われる事業場等を対象として実施されましたが、今回の監督指導は、月 80 時間を超える時間外・休日労働が疑われる事業場等を対象として実施されました。そのこともあって、監督指導の数は大幅に増えた形になっています。

ポイントは、次のとおりです。

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果のポイント〔平成 28 年度〕

(1) 監督指導の実施事業場:23,915 事業場

このうち、15,790 事業場(全体の 66.0%)で労働基準関係法令違反あり。

(2) 主な違反内容〔(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕

①違法な時間外労働があったもの:10,272 事業場(43.0%)

このうち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月 80 時間を超えるもの:7,890 事業場(76.8%)

②賃金不払残業があったもの:1,478 事業場(6.2%)

③過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの:2,355 事業場(9.8%)

(3) 主な健康障害防止に係る指導の状況〔(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕

①過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの:20,515 事業場(85.8%)

②労働時間の把握が不適正なため指導したもの:2,963 事業場(12.4%)

また、今回の監督指導では、「2,963 事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に適合するよう指導した」ということで、このガイドラインが重要視されていることが分かります。

☆ 厚生労働省では、今後も監督指導の徹底をはじめ、長時間労働の是正に向けた取組みを積極的に行っていくとのことです。

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン(厚生労働省が、「過労死等ゼロ緊急対策」の一環として、今年1月に策定したガイドライン)」に沿った指導も行われているということで、各企業において、このガイドラインを遵守することが、長時間労働によるリスクを軽減する上で、非常に重要といえます。

トピックス②

それにしましても暑い今年の夏です…

ところで、猛暑が原因と考えられうる熱中症等の労災死亡事故がこの夏かなり増えている事が分かりました。

厚生労働省の調べによりますと、特定業種の特定災害で目立っているものがあるということです。

最も増加しているのは、「警備業における死亡者」で、次は、建設業での墜落・転落による死亡や林業での死亡も増えており、また「職場における熱中症による死亡者」も発生しています。

熱中症死亡者が最も多いのは建設業。やはり日を浴びながらの作業が多くなることや作業自体の負荷が大きいことから他の業種よりも圧倒的に多くなっています。

厚生労働省では、こうした事態への業界団体等への緊急要請の中で、熱中予防対策として、

- ・労働者の休憩場所の整備、作業時間の短縮、水分・塩分の摂取、透湿性及び通気性の良い服装(クールジャケット等)の着用等の対策について、一層の徹底を図ること
- ・暑さによる作業中のふらつき、注意力の低下、熱帯夜による睡眠不足による疲労の蓄積等が、高所からの墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、交通事故等の労働災害を誘発させるおそれがあることを併せて周知すること
- ・作業開始前に労働者の健康状態を確認して適正に作業を実施することが困難な状況と認められる場合は作業転換を行うとともに、作業開始後は、職長等の作業のリーダーが労働者の作業状況をよく確認する等の対策を講ずること等の対応策の徹底を示しています。いずれも安全確保の為当たり前の事なのですが、現場では作業効率優先の為疎かになっていることも多いのではないのでしょうか…

この時期に出される行政通達としましてはまさに異例ですが、夏に溜まった疲れが出やすい9月ですので、特に従業員の方が外で仕事をされる会社では十分な暑さ対策を取られることが大切です…

当事務所でも労災案件は、今年はかなりの件数です。とにかく安全に仕事することが大事です。

あとがき

最低賃金については、要チェックです。

○現在は753円(一般的に)+24円=777円

○10月から適用

この2つを注意して下さい。